# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伯耆町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

鳥取県伯耆町長

## 公表日

令和4年9月27日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

	- Mælli k								
I	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
I	①事務の名称	個人住民税関係事務							
	②事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力							
	③システムの名称	住民税システム、申告受付支援システム、地方税電子申告支援サービス、統合宛名システム、中間 サーバー・ソフトウェア							

### 2. 特定個人情報ファイル名

住民税課税台帳ファイル、申告受付情報ファイル、地方税電子申告情報ファイル、国税連携情報ファイル、年金特徴情報ファイル、宛名 情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

②法令上の根拠

法令上の根拠 本びに内閣府・総務省令第16条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[	実施する	]	へ 1)実施する 2)実施しない 3)ま定
--------	---	------	---	--------------------------------

(別表第二における情報照会の根拠)

番号法第19条8号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20条

(別表第二における情報提供の根拠)

番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、3、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条

/强护辟/

の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の3、第59条の4

#### 5. 評価実施機関における担当部署

<b>①部署</b> 住民課、分庁総合窓口課						
	②所属長の役職名	住民課長、分庁総合窓口課長				

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>請求先 総務課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-3111</mark>

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 住民課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-3115

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かい時点の計数か		[ 1万人以上10万人未满 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	14年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和4年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		重点項目詞	平価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 頁目評価書において、リス	「全項目評価書		
されている。								
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除ぐ				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			]	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	太(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供	を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[ O ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月27日	(別表第一における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第27項並びに 内閣府・総務省令第20条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、 6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、 31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、 57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、 71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、 101、102、103、106、107、108、113、114、115 116、117、120項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第39 第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12 条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20 条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4 第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第 条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第 条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第36条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3		(別衣第一における情報照云の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第27項並びに 内閣府・総務省令第20条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条の3、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第27条、第28条、第31条、第35条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条の3、第32条、第38条、第39条の3、第37条、第38条、第39条の3、第43条の4、第44条の5、第43条の3、第43条の4、第44条の5、第45条、第49条、第49条、第49条、第59条、第59条の2の2、第51条、第59条、第59条、第59条の2の2、第51条、第59条、第59条、第59条、第59条、第59条、第59条の3、第59条、第59条、第59条、第59条。第59条。第59条。第59条。第59条。第59条。第59条。第59条。	事後	評価書見直しによる
令和4年9月27日	II1,2	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	評価書見直しによる